

地域計画(変更案)

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和8年 月 日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	丹波篠山市 (282219)
地域名 (地域内農業集落名)	後川地区 (後川新田原、後川新田籠坊、後川上ノ東、後川上ノ西、後川中、後川下、後川奥)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	60.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	43.0 ha
② 田の面積	43.0 ha
③ 畑の面積	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-3.3 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	24.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	15.0 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

・昭和61年に圃場整備事業(後川上、中、下、奥)を実施したが一部未整備地区がある。
 ・担い手は認定農業者2名、これ以外に経営規模拡大を志向する農業者が1名いる。集落営農組織は2組織。
 ・多面的機能支払交付金を活用する3組織(3集落)、中山間地域等直接支払事業を活用する1組織により、遊休農地対策や農業用施設の維持管理及び長寿命化に取り組んでいる。
 ・鳥獣被害防止柵は平成24年から25年にかけて実施(総延長27km)しており、獣害防護柵(集落柵)が後川地区の農地を一体的に囲むように設置され、農作物への被害は減少している。しかしながら、東西南北に走る県道や河川からの進入を獣害防護柵で防ぐことができないこと、7集落ごとの維持管理作業の違いなどから、シカやイノシシの進入があり、被害防止のため、ほ場にも獣害対策する必要性が生じている。
 ・籠坊集落など未整備田があること、ほ場整備された農地であっても1区画ごとの面積は小さく高い法面が多い中、今後の農地の保全や営農、畦畔や用排水路の維持管理、担い手の確保が課題となっている。

○令和5年度農業者意向調査 ※カッコは市平均値
 ・70才以上の農業者の「後継者なし農家」の割合は68.9%(60.7%)、耕作可能な期間が3年から5年以内の農地(筆数)は46%(42.3%)、獣害被害の農地面積は42%(31%)
 ○令和5年度主要作物の作付状況 ※カッコは地区に占める割合
 ・水稻43ha(60%)黒大豆5ha(7%)黒枝豆7ha(10%)が栽培されている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業従事者が減少する中、機械化が進んでいる水稻を中心とし、収益性が高い黒大豆、黒大豆枝豆を主要作物とする。主要作物以外にも小豆、野菜栽培するとともに、新たな作物としてトウモロコシ栽培にも取り組む。山間の狭小な農地などには、地域特産物である栗や山椒の植付も検討する。また、地域産物の加工や農産物の直売など、収益性の高い農業を進めるとともに集落営農活動をさらに進化させ、小規模や高齢農業者でも農業が継続できるような環境を整備する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域における大規模農家への支援とともに、小規模農家や高齢農家が継続して営農ができるよう集落営農組織活動をさらに進化させ、更に大規模経営農家や担い手農家と集落営農組織の連携を深め、集落全体で地域の農地・農業を守る体制づくりを進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	13.4 %	将来の目標とする集積率	23 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域外から耕作に来ることは、距離的な課題など厳しい面があることから、地域内で担い手の確保を進める。確保に向けては、畦畔の草刈り、水路の維持管理、農地の集約化など集落がしっかりと担い手や集落営農組織を支援及び協力する体制づくりを進める。農地の集約化などの利用調整については、農業委員や農地利用最適化推進委員が農政協力員や自治会長などと積極的に連携し、調整するよう取り組む。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
現在の経営体の営農継続が困難になった場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員・農政協力員と調整し新たな担い手への農地利用を進める。更に農業委員や農地利用最適化推進委員は、積極的に地域の現状を把握し得る人材を配置し、地域における利用調整の中心とする。
(2)農地中間管理機構の活用方法
今後の農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行い農地利用最適化推進委員及び農政協力員と調整し段階的に集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組
用水路の老朽化に伴う修繕や小・中規模な改修は多面的機能支払い交付金により対応し、幹線水路等の大規模な修繕・整備は土地所有者、耕作者の意向を確認しながら計画的な整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者では稲作中心、有機農業、特産物の加工と農業など、様々な形態の経営体が継続的に営農活動できるよう環境を整備する。また、小さな経営体や高齢農業者でも営農が継続できるよう集落営農組織(生産組合)の活動をさらに進化・充実させ、認定農業者と集落営農組織との連携が可能な環境を整備する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
地域内の農業者からの要望に対し、集落営農組織や担い手農家が作業受託できる体制を整えることにより、過剰な設備投資を抑制し、小規模経営農家や高齢者農業者の営農が継続できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】
① 獣害防護柵の補修や定期的な見回りを行い維持管理等を行う。 ② 化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし生物多様性に配慮した農作物の栽培に取り組んでいく。 ③ 土壌水分計を用いた計測と情報発信、ドローン防除などスマート農業機械の導入等を支援し、省力化、高品質化に努める。 ④ 水田を基本とするが畑地化の要望があれば畑地化促進事業等を活用する。 ⑤ 栗の樹園地整備や苗木の購入、省力化機械の導入支援により園地の拡大や品質の向上に努める。 ⑦ 耕作を継続することが困難な農地については、草刈り等の維持管理、粗放的な利用を検討する。 中山間地域等直接支払交付金を活用し、条件不利な中山間地における農業生産活動を支援していく。 ⑧ 多面的機能支払交付金資源向上及び長寿命化を活用し農業用施設の修繕・更新を行っていく。 ⑨ 稲わらや飼料作物の耕種農家と畜産農家の耕畜連携を推進し資源循環の取組拡大を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。